



# 山の手通信

2012年1月6日

会長

## ●自主防災組織結成にむけて

自治会連合会より、3月31日までに、各自治会に於いて自主防災組織を結成するよう指示があり、つつじヶ丘自治会が、いち早く それを実行に移しました。

当自治会といたしましても つつじヶ丘自治会長に『参考にさせていただきます』と自治会規約を頂戴いたしました。

以下、つつじヶ丘自治会規約より一部抜粋したものです。

第\*\*条 本会は、地震、風水害、洪水、津波、その他の災害（以下、災害と言う）における情報の収集、伝達、避難誘導、初期消火、救出、援護などの応急対策を講ずる。

第\*\*条 本会は、『非常時連絡網』を作成し、関係機関・組織と緊密な連携の下地区住民の安全を確保する。

第\*\*条 自治会役員は、受け持ち担当班の高齢者及び身体障害者等（以下、要援護者と言う）を日頃から把握し、災害が発生した時（又は想定される時）は、要援護者の状況を会長に報告する。

以上を参考にし、当自治会に於いて、出来る範囲内の自主防災組織の結成を考えていかなくてもなりません。これより、自主防災組織を結成するにあたり 個人情報などを頂くこともあるかと思いますが、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

災害は、予測困難なものが多く、また、尊い命を奪ってしまうものもあります。